

つくばみらい市ウォーターP P P導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

07-08国公下第2号 つくばみらい市ウォーターP P P導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年7月31日（金）まで

(4) 提案上限額

41,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱の規定または、国機関及び他の地方公共団体において、指名停止処分期間中の者でないこと。
- (5) つくばみらい市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に定める暴力団員等でなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社実績として、過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）に、次に掲げるaまたはbの業務について、元請として完了した実績を有すること。
 - a 国または地方公共団体が発注する水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。
 - b 国または地方公共団体が発注する下水道事業の官民連携事業の導入可能性調査に関する業務。

3 選考に係るスケジュール

日程は、次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項目		日程
1	プロポーザルの公告（公募開始）	令和7年6月9日（月）
2	参加申込書兼誓約書受付期限	令和7年6月20日（金）午後5時
3	質問書受付期限	令和7年6月27日（金）午後5時
4	質問書に対する回答期限	令和7年7月2日（水）午後5時
5	企画提案書の受付期限	令和7年7月28日（月）午後5時
6	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年8月上旬予定
7	審査結果通知	令和7年8月下旬予定
8	契約締結	令和7年9月上旬予定

4 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書受付期限までに、質問書【様式1】に質問内容を記入の上、電子メールにて提出すること。

なお、提出する際の件名は「ウォーターPPP 公募に関する質問（業者名）」とすること。

(2) 電子メール提出先

jyougesuidou01@city.tsukubamirai.lg.jp

(3) 回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までにつくばみらい市ホームページにて掲載する。

(4) 留意事項

- ①電話やファックス等、様式以外の方法での質問は受け付けない。
- ②企画提案の審査に係る質問は受け付けない。

5 参加申込書の提出

(1) 交付開始日

令和7年6月9日（月）

(2) 交付方法

参加申請書類（様式）は、つくばみらい市ホームページから入手すること。

(3) 提出方法

持参または郵送（令和7年6月20日（金）午後5時 必着）

(4) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式2）
- ② 会社概要書（様式3-1）
- ③ 会社業務実績表（様式3-2）

- ④ 管理技術者の経歴及び資格（様式 3-3）
- ⑤ 照査技術者の経歴及び資格（様式 3-4）
- ⑥ 管理技術者の業務実績（様式 3-5）
- ⑦ 上記①から⑥に係る付属資料

(5) 提出部数

各 1 部

(6) 提出先

「12. 問い合わせ先」のとおり

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

次の書類について、企画提案書を 10 部、参考見積書を 1 部、提出すること。

- ・ A 4 版、左綴じとすること。
- ・ 枚数様式は下表の通りとする。
- ・ 提出できる企画提案書は 1 案とする。
- ・ 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は認めない。
- ・ 提出した提案書は返却しない。

提出書類	留意事項
提案書表紙	① 任意様式として 1 枚以内とする。
	② 表紙に「つくばみらい市ウォーター P P P 導入可能性調査業務企画提案書」及び「業者名」を記載すること。
提案書	① 任意様式として 6 枚以内とする。
	② 別添仕様書に基づく具体的な提案であること。
	③ 審査テーマは 8 選定方法（1）審査項目と配点を参照のこと。
業務実施体制	① 任意様式として 1 枚以内とする。
	② 業務実施体制（人員配置、経験、資格等）に関すること。
業務スケジュール	① 任意様式として 1 枚以内とする。
	② 業務実施スケジュールに関すること。
業務実績書	① 同種業務実績書【様式 3-2～5】により評価する。
	② 同書類及び契約書、仕様書等内容が分かる書類の写しを添付すること。
参考見積書	① 【様式 4】を表紙とし、内訳は任意様式とする。枚数に指定は無いが見積額の内訳が分かるよう明細書を添付すること。
	② 印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）
	③ 見積限度額 41,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。

独自提案	① 任意様式として1枚以内とする。
	② ウォーターPPPの視点からつくばみらい市にとって独自・有効と思われる企画提案。

(2) 提出先

「12. 問い合わせ先」のとおり

7 選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の実施

(1) 日時及び場所

企画提案書を提出した事業者に対し、別途通知する。

(2) 実施方法

委員による選定委員会を開催し、評価する。

- ① 説明者は4名以内とし応募者の直接雇用する職員とする。（共同企業体の場合は6名以内）
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、40分以内とする。なお、入室・準備5分、説明・提案20分、質疑・応答15分とする。
- ③ プレゼンテーションは提出した提案書を用いることとするが、つくばみらい市の用意するプロジェクター（接続：HDMI ケーブル）を使用することができる。その際は、ノートパソコンを持参すること。※事前に申し出ること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開にて実施する。

8 選定方法

(1) 審査項目と配点

選定委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針	本市における課題を理解し、業務の内容が本市にとって適正なものとなっているか	20
工程計画	現実的で適正な業務工程となっているか	5
実施体制	適切な技術者及び人員体制となっているか	10
業務実績	本業務に対して同種分野又は類似の PPP/PFI 案件の調査、検討、支援の実績があるか	5
官民連携スキームの詳細検討方針	目標達成に対して適正な方針か	10

財政効果の検討方針	目標達成に対して抜け漏れなく必要な作業が示されているか	10
民間企業の意向調査方法	調査方法や方針が具体的に示されており、また本市にとって適正な手法となっているか	10
プレゼンテーション	内容がわかりやすく説明され説得力があるか	10
質疑応答への対応	質問に対して的確に回答できているか	5
追加提案内容	追加提案が本市にとって適切で意欲的か	10
見積価格	税抜きの見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価（小数点以下第2位を四捨五入） 本市提案上限額：X、最低価格：A、評価対象価格：B 評価点数＝ $5 - (B - A) \div (X - A) \times 5$	5
合計		100

※評価点は、選定委員が採点した合計点の平均とする。（小数点以下は切り捨てとする。）

（2）受託候補者の選定

選定委員会の終了後、各委員が企画提案書等の採点について実施し、評価点の合計が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

（3）選定結果の通知

選定の結果は、選定委員会に参加した事業者宛に郵送にて通知するとともにつくばみらい市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、受託候補者の名称及び評価点合計とする。

（4）留意事項

参加申込書及び企画提案書の提出が1者である場合は、全選定委員の評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加申込書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

9 契約の締結

- (1) 当該契約にあたり企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって契約にはいたらない。企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者とつくばみらい市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、選定委員会における次点の事業者と契約について協議する。

10 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合。
- (3) 指定する選定委員会の集合時間に遅刻した場合。
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合。
- (5) 選定委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合。

11 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプロポーザルに係る一切の経費については事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 本プロポーザルにより知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、つくばみらい市財務規則及びその他のつくばみらい市が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

12 問い合わせ先

茨城県つくばみらい市加藤 237 番地

つくばみらい市 都市建設部 上下水道課

電話：0297-58-2111（代表）

メール：jyougesuidou01@city.tsukubamirai.lg.jp